

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査・質問票

この調査は、次の3点について、受注者・発注者の双方の立場で御回答いただくものです。

- ① 公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のうち、下の点線枠内の価格転嫁に関するQ&A（以下「**独占禁止法 Q&A**」といいます。）に関する価格転嫁円滑化の取組状況

公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法 Q&A Q20（抜粋）

(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

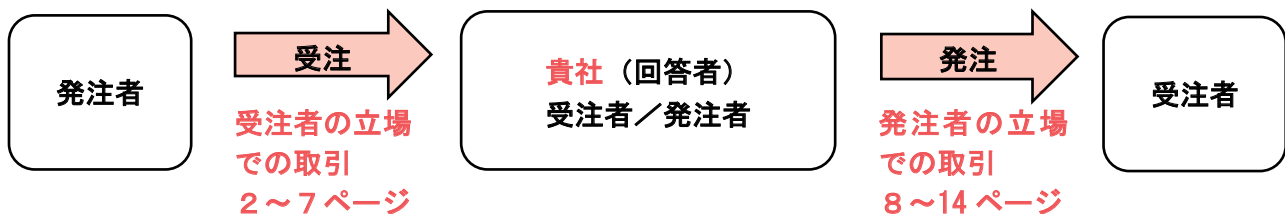
- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

- ② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会。以下「**労務費転嫁指針**」といいます。）に基づく事業活動の状況
※ 同封の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)」を御覧ください。

- ③ **インボイス制度**に関する取引の状況

【調査の対象となる取引】

- ・ 貴社が受注者の立場で行った発注者（一般消費者を除く。以下同じ。）との取引
- ・ 貴社が発注者の立場で行った受注者との取引



※ この調査では、便宜上、回答していただく事業者を「貴社」と呼称します。

※ ここでいう「取引」には、事業者・一般消費者の別にかかわらず広く適用される価格での商品・サービスの購入は含まれません。（例：個別の事業者間契約によらず、一般消費者向けの宅配サービスを利用して荷物の運送を委託する場合や、事務用品をカタログ価格で購入する場合など）

貴社が、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間（調査対象期間）に行った、貴社の主な事業（直近事業年度において最も売上額の大きい事業一つ。以下同じ。）に関する取引について、受注者・発注者の双方の立場で回答してください。（主な事業に関する取引全体でみたときのおおよその状況を回答してください。）

I 受注者・発注者の共通事項

問1-1 貴社の主な事業における取引上の立場について、最も近いものを回答用紙から一つ選択してください。

問1-2 貴社は、労務費転嫁指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）を御存じでしたか。（一つ選択）

- ① はい
- ② いいえ（同封の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要）」を見て初めて知った）

II 受注者の立場での取引について

貴社が、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間に、貴社の主な事業に関し、受注者の立場で行った発注者との取引について回答してください。

問2-1 貴社は、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間、貴社の主な事業に関し、受注者の立場で発注者と取引しましたか。（一つ選択）

- ① はい → 次の「独占禁止法 Q&A（価格転嫁円滑化の取組状況）に関する質問」へ
- ② いいえ → 8ページの「Ⅲ 発注者の立場での取引について」へ

【独占禁止法 Q&A（価格転嫁円滑化の取組状況）に関する質問】

問2-2 貴社は、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間、貴社が提供する商品・サービスについて、発注者に対し、コストの上昇を理由に価格転嫁を要請しましたか。（一つ選択）

- ① 全ての商品・サービスについて要請した
- ② 多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて要請した（残りの商品・サービスは要請しなかった（できなかった））
- ③ 半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて要請した（残りの商品・サービスは要請しなかった（できなかった））
- ④ 一部（1割～3割程度）の商品・サービスについて要請した（残りの商品・サービスは要請しなかった（できなかった））
- ⑤ 全ての商品・サービスについて要請しなかったものの、要請できなかった → 問2-5へ
- ⑥ 全ての商品・サービスについて要請する必要がなかったため、要請しなかった → 問2-5へ

※ 問 2-2 で①～④と回答した方のみ回答してください。

問 2-2 で⑤又は⑥と回答した方→問 2-5 へ

問 2-3 貴社が価格転嫁を要請した場合に、要請した商品・サービスの取引価格が引き上げられたことはありましたか。(一つ選択)

※ 転嫁を要請した金額に対する割合ではなく、転嫁を要請した商品・サービスの数に対する割合で回答してください。

- ① 要請した全ての商品・サービスについて引き上げられた→問 2-5 へ
- ② 要請したもののうち多く(7割～9割程度)の商品・サービスについて引き上げられた(残りの商品・サービスは取引価格が据え置かれた)
- ③ 要請したもののうち半数程度(4割～6割程度)の商品・サービスについて引き上げられた(残りの商品・サービスは取引価格が据え置かれた)
- ④ 要請したもののうち一部(1割～3割程度)の商品・サービスについて引き上げられた(残りの商品・サービスは取引価格が据え置かれた)
- ⑤ 要請した全ての商品・サービスについて取引価格が据え置かれた

※ 問 2-3 で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問 2-3 で①と回答した方→問 2-5 へ

問 2-4 貴社が価格転嫁を要請したにもかかわらず取引価格が据え置かれた商品・サービスに関し、据え置かれた理由について、書面、電子メール等の記録に残る方法で回答がありましたか。(一つ選択)

- ① 全ての発注者から、書面、電子メール等により回答があった
- ② 多く(7割～9割程度)の発注者から、書面、電子メール等により回答があった
- ③ 半数程度(4割～6割程度)の発注者から、書面、電子メール等により回答があった
- ④ 一部(1割～3割程度)の発注者から、書面、電子メール等により回答があった
- ⑤ 書面、電子メール等による回答は一切なかった

※ 問 2-2 で②～⑥と回答した方のみ回答してください。

問 2-2 で①と回答した方→問 2-6 へ

問 2-5 貴社が、全て又は一部の商品・サービスについて価格転嫁を要請しなかった(できなかった)場合に、要請しなかった(できなかった)商品・サービスの取引価格が引き上げられたことはありましたか。(発注者から価格転嫁の協議を呼び掛けられて協議した結果として取引価格が引き上げられた場合や、発注者が自主的に取引価格を引き上げた場合など。)(一つ選択)

- ① 要請しなかった(できなかった)全ての商品・サービスについて引き上げられた
- ② 要請しなかった(できなかった)もののうち多く(7割～9割程度)の商品・サービスについて引き上げられた(残りの商品・サービスは取引価格が据え置かれた)
- ③ 要請しなかった(できなかった)もののうち半数程度(4割～6割程度)の商品・サービスについて引き上げられた(残りの商品・サービスは取引価格が据え置かれた)
- ④ 要請しなかった(できなかった)もののうち一部(1割～3割程度)の商品・サービスについて引き上げられた(残りの商品・サービスは取引価格が据え置かれた)
- ⑤ 要請しなかった(できなかった)全ての商品・サービスについて取引価格が据え置かれた

※ 問 2－3 で②～⑤と回答した方又は問 2－5 で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問 2－3 と問 2－5 の両方で①と回答した方→問 2－8 へ

問 2－6 貴社が価格転嫁を要請したか否かにかかわらず取引価格が据え置かれた商品・サービスに関し、貴社と発注者との間で、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議しましたか。（一つ選択）

- ① 据え置かれた商品・サービスの全てについて明示的に協議した→問 2－8 へ
- ② 据え置かれた商品・サービスの多く（7割～9割程度）について明示的に協議した
- ③ 据え置かれた商品・サービスの半数程度（4割～6割程度）について明示的に協議した
- ④ 据え置かれた商品・サービスの一部（1割～3割程度）について明示的に協議した
- ⑤ 据え置かれた商品・サービスの全てについて明示的には協議しなかった

※ 問 2－6 で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問 2－6 で①と回答した方→問 2－8 へ

問 2－7 貴社が取引している発注者のうち、貴社が価格転嫁を要請したか否かにかかわらず、コストの上昇分の価格転嫁の必要性について明示的に協議せずに取引価格を据え置いており、貴社の事業活動に与える影響が大きい発注者（上位 5 名）の事業者名、本店所在地、可能であれば法人番号※を回答用紙に記入してください。

また、明示的に協議せず取引価格が据え置かれている具体的な状況について提供していただける情報がありましたら、発注者ごとに回答用紙に記入してください。

※ 法人番号（13 桁の数字）は下記の国税庁ウェブサイトから検索可能です。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

問 2－8 貴社が受注者の立場で行う取引において、価格転嫁を受け入れてくれない発注者の業種・受け入れてくれる割合が低い発注者の業種（上位 3 業種）について、この質問票の 16 ページの業種一覧から、該当する 2 桁の番号を回答用紙に記入してください。（該当する業種がない場合は、空欄としてください。）

また、上位 3 業種のうち、特に労務費上昇分の価格転嫁を受け入れてくれない発注者の業種・受け入れてくれる割合が低い発注者の業種（1 業種）に「○」を付けてください。

※ 次に、コスト別の価格転嫁の状況をお伺いします。

問 2-9 貴社が労務費の上昇を理由に価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられましたか。(一つ選択)

※ 貴社の主な事業に関して発注者へ販売する商品・サービス全体でみた場合の平均値で回答してください。

- ① 労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた
 - 労務費分の要請額を 100%とした場合に、引上げ率 (%)を回答用紙に記入してください
- ② 価格転嫁を要請したが労務費の上昇分については取引価格が据え置かれた
- ③ 価格転嫁を要請したところ、労務費分については取引価格が引き下げられた
 - 労務費分の要請額を 100%とした場合に、引下げ率 (%)を回答用紙に記入してください
- ④ 価格転嫁を要請した際に労務費の上昇を理由とはしなかった
- ⑤ 価格転嫁を要請した際にコストの内訳を示さなかった→6 ページの「労務費転嫁指針に関する質問」へ

※ 問 2-9 で①～④と回答した方のみ回答してください。

問 2-9 で⑤と回答した方→6 ページの「労務費転嫁指針に関する質問」へ

問 2-10 貴社が原材料価格の上昇を理由に価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられましたか。(一つ選択)

※ 貴社の主な事業に関して発注者へ販売する商品・サービス全体でみた場合の平均値で回答してください。

- ① 原材料価格の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた
 - 原材料価格分の要請額を 100%とした場合に、引上げ率 (%)を回答用紙に記入してください
- ② 価格転嫁を要請したが原材料価格の上昇分については取引価格が据え置かれた
- ③ 価格転嫁を要請したところ、原材料価格分については取引価格が引き下げられた
 - 原材料価格分の要請額を 100%とした場合に、引下げ率 (%)を回答用紙に記入してください
- ④ 価格転嫁を要請した際に原材料価格の上昇を理由とはしなかった

問 2-11 貴社がエネルギーコストの上昇を理由に価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられましたか。(一つ選択)

※ 貴社の主な事業に関して発注者へ販売する商品・サービス全体でみた場合の平均値で回答してください。

- ① エネルギーコストの上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた
 - エネルギーコスト分の要請額を 100%とした場合に、引上げ率 (%)を回答用紙に記入してください
- ② 価格転嫁を要請したがエネルギーコストの上昇分については取引価格が据え置かれた
- ③ 価格転嫁を要請したところ、エネルギーコスト分については取引価格が引き下げられた
 - エネルギーコスト分の要請額を 100%とした場合に、引下げ率 (%)を回答用紙に記入してください
- ④ 価格転嫁を要請した際にエネルギーコストの上昇を理由とはしなかった

【労務費転嫁指針に関する質問】

※ 労務費転嫁指針には、労務費上昇分の転嫁に係る価格交渉において、発注者として採るべき行動／求められる行動が6点、受注者として採るべき行動／求められる行動が4点、発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動が2点記載されています。つきましては、次の7問について回答をお願いいたします。（同封の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要）」を御覧ください。）

問2-12 貴社は、労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして情報を収集しましたか。（労務費転嫁指針：受注者としての行動①）（最も当てはまるものを一つ選択）

- ① 相談窓口などに相談するなどして情報を収集した
- ② 情報を収集したものの相談窓口などに相談はしなかった
- ③ 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方については、特段の情報収集はしなかった

問2-13 貴社は、発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としてどのような資料を用いましたか。（労務費転嫁指針：受注者としての行動②）（複数回答可）

- ① 最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等の公表資料を用いた
- ② 公表資料以外の根拠資料（貴社の内部資料等）を用いた
- ③ 根拠資料は用いなかった

問2-14 貴社は、労務費上昇分の価格転嫁の交渉について、どのようなタイミングで行いましたか。（労務費転嫁指針：受注者としての行動③）（最も当てはまるものを一つ選択）

- ① 定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミングで交渉した
- ② 貴社が価格交渉を申しやすいタイミングで交渉した
- ③ 発注者の業務の繁忙期のタイミングなど貴社の交渉力が比較的優位なタイミングで交渉した
- ④ 上記①から③以外のタイミングで交渉した

問2-15 貴社は、発注者から価格を提示されるのを待たずに希望する価格を発注者に提示しましたか。（労務費転嫁指針：受注者としての行動④）（最も当てはまるものを一つ選択）

- ① 発注者から価格を提示されるのを待たずに希望する価格を提示した
- ② 発注者から価格の提示を受けて、それを基に交渉した

問2-16 貴社は、発注者と定期的にコミュニケーションをとりましたか。（労務費転嫁指針：発注者・受注者共通の行動①）（最も当てはまるものを一つ選択）

- ① 全ての発注者と定期的にコミュニケーションをとった
- ② 一部の発注者と定期的にコミュニケーションをとった
- ③ 特段の定期的なコミュニケーションはとらなかった

問 2-17 貴社は、価格交渉の記録を作成し、発注者と双方で保管しましたか。(労務費転嫁指針：発注者・受注者共通の行動②) (最も当てはまるものを一つ選択)

- ① 価格交渉の記録を作成し (発注者が記録の案を作成した場合を含む)、全ての発注者と双方で保管した
- ② 価格交渉の記録を作成し (発注者が記録の案を作成した場合を含む)、一部の発注者と双方で保管した
- ③ 貴社の手控えとして交渉記録は残したが、発注者とは共有しなかった
- ④ 記録の作成・保管は特段しなかった

問 2-18 問 2-12 から問 2-17 についての貴社の具体的な取組 (発注者との交渉前にどこへ相談したか、労務費転嫁指針に掲載の公表資料以外の資料を交渉で用いた場合はどのような資料を用いたかなど) や、労務費転嫁指針の具体的な活用方法について、情報提供していただけようでしたら、回答用紙に記入してください。

受注者の立場での取引に関する質問は以上です。

続いて、発注者の立場での取引に関する質問についての御回答をお願いいたします。

Ⅲ 発注者の立場での取引について

貴社が、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間に、貴社の主な事業に関し、発注者の立場で行った受注者との取引について回答してください。

問3-1 貴社は、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間、貴社の主な事業に関し、発注者の立場で受注者と取引しましたか。(一つ選択)

- ① はい → 次の「独占禁止法 Q&A（価格転嫁円滑化の取組状況）に関する質問」へ
- ② いいえ → 15 ページのメッセージへ

【独占禁止法 Q&A（価格転嫁円滑化の取組状況）に関する質問】

問3-2 貴社は、令和6年6月1日～令和7年5月31日の間、貴社が購入する商品・サービスについて、受注者から、コストの上昇を理由に価格転嫁を要請されましたか。(一つ選択)

- ① 全ての商品・サービスについて要請された
- ② 多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて要請された（残りの商品・サービスは要請されなかった）
- ③ 半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて要請された（残りの商品・サービスは要請されなかった）
- ④ 一部（1割～3割程度）の商品・サービスについて要請された（残りの商品・サービスは要請されなかった）
- ⑤ 全ての商品・サービスについて要請されなかった → 問3-5へ

※ 問3-2で①～④と回答した方のみ回答してください。

問3-2で⑤と回答した方 → 問3-5へ

問3-3 貴社は、受注者から価格転嫁を要請された場合に、要請された商品・サービスの取引価格を引き上げたことはありましたか。(一つ選択)

※ 転嫁を要請された金額に対する割合ではなく、転嫁を要請された商品・サービスの数に対する割合で回答してください。

- ① 要請された全ての商品・サービスについて引き上げた → 問3-5へ
- ② 要請されたもののうち多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて引き上げた（残りの商品・サービスは取引価格を据え置いた）
- ③ 要請されたもののうち半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて引き上げた（残りの商品・サービスは取引価格を据え置いた）
- ④ 要請されたもののうち一部（1割～3割程度）の商品・サービスについて引き上げた（残りの商品・サービスは取引価格を据え置いた）
- ⑤ 要請された全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いた

※ 問3-3で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問3-3で①と回答した方→問3-5へ

問3-4 貴社は、受注者から価格転嫁を要請されたにもかかわらず取引価格を据え置いた商品・サービスに関し、据え置いた理由について、書面、電子メール等の記録に残る方法で回答しましたか。(一つ選択)

- ① 全ての受注者に対し、書面、電子メール等により回答した
- ② 多く（7割～9割程度）の受注者に対し、書面、電子メール等により回答した
- ③ 半数程度（4割～6割程度）の受注者に対し、書面、電子メール等により回答した
- ④ 一部（1割～3割程度）の受注者に対し、書面、電子メール等により回答した
- ⑤ 書面、電子メール等による回答は一切しなかった

※ 問3-2で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問3-2で①と回答した方→問3-6へ

問3-5 貴社は、受注者から、全て又は一部の商品・サービスについて価格転嫁を要請されなかった場合に、要請されなかった商品・サービスについて取引価格を引き上げたことはありましたか。(受注者に価格転嫁の協議を呼び掛け、協議した結果として取引価格を引き上げた場合や、貴社が自主的に取引価格を引き上げた場合など。)(一つ選択)

- ① 要請されなかった全ての商品・サービスについて引き上げた
- ② 要請されなかったもののうち多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて引き上げた（残りの商品・サービスは取引価格を据え置いた）
- ③ 要請されなかったもののうち半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて引き上げた（残りの商品・サービスは取引価格を据え置いた）
- ④ 要請されなかったもののうち一部（1割～3割程度）の商品・サービスについて引き上げた（残りの商品・サービスは取引価格を据え置いた）
- ⑤ 要請されなかった全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いた

※ 問3-3で②～⑤と回答した方又は問3-5で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問3-3と問3-5の両方で①と回答した方→11ページの「労務費転嫁指針に関する質問」



問3-6 受注者から価格転嫁を要請されたか否かにかかわらず、取引価格を据え置いた商品・サービスに関し、貴社と受注者との間で、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議しましたか。(一つ選択)

- ① 据え置いた商品・サービスの全てについて明示的に協議した→問3-8へ
- ② 据え置いた商品・サービスの多く（7割～9割程度）について明示的に協議した
- ③ 据え置いた商品・サービスの半数程度（4割～6割程度）について明示的に協議した
- ④ 据え置いた商品・サービスの一部（1割～3割程度）について明示的に協議した
- ⑤ 据え置いた商品・サービスの全てについて明示的には協議しなかった

※ 問３－６で②～⑤と回答した方のみ回答してください。

問３－６で①と回答した方→問３－８へ

問３－７ 取引価格を据え置いた商品・サービスに関し、貴社と受注者との間で、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議しなかった理由は何でしたか。（複数回答可）

- ① 受注者から価格転嫁の要請がなかったため
- ② 労務費の上昇分は取引価格に反映させない方針のため
- ③ 原材料価格の上昇分は取引価格に反映させない方針のため
- ④ エネルギーコストの上昇分は取引価格に反映させない方針のため
- ⑤ 期間を定めて受注者と合意した取引価格が有効な期間内であるため
- ⑥ 多数の受注者と取引があり、全ての受注者との協議の実施が間に合っていないため
- ⑦ 貴社が受注者の立場で行う取引において、貴社への発注者に価格転嫁ができておらず、受注者と協議できるような状況ではないため
- ⑧ 受注者のコストが上昇していない又は受注者の経営努力でコストの上昇分を吸収できると判断したため
- ⑨ 競争入札や見積り合わせ等の方法により、その都度取引価格を決定しているため（※見積り合わせの方法ではなく、貴社が特定の受注者に継続して発注している取引であって、都度見積りを取っている場合はこれに該当しません）
- ⑩ その他（具体的な内容を回答用紙に記入してください）

問３－８ 貴社が発注者の立場で行う取引において、価格転嫁を受け入れていない受注者の業種・受け入れている割合が低い受注者の業種（上位３業種）について、この質問票の 16 ページの業種一覧から、該当する 2 桁の番号を回答用紙に記入してください。（該当する業種がない場合は、空欄としてください。）

また、上位 3 業種のうち、特に労務費上昇分の価格転嫁を受け入れていない受注者の業種・受け入れている割合が低い受注者の業種（1 業種）に「○」を付けてください。

【労務費転嫁指針に関する質問】

※ 労務費転嫁指針には、労務費上昇分の転嫁に係る価格交渉において、発注者として採るべき行動／求められる行動が6点、受注者として採るべき行動／求められる行動が4点、発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動が2点記載されています。つきましては、次の11問について回答をお願いいたします。（同封の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要）」を御覧ください。）

問3-9 貴社は、労務費上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップ（社長等の組織の最上位に位置する者のこと。以下同じ。）まで上げて決定しましたか。（**労務費転嫁指針：発注者としての行動①**）（一つ選択）

- ① 経営トップまで上げて決定した
- ② 経営トップまでは上げずに決定した→問3-11へ
- ③ 経営トップが過去に決定した取組方針があるため、特段の対応をしなかった
- ④ 経営トップが決定した既存の取組方針はなく、特段の対応もしなかった→問3-11へ

※ 問3-9で①又は③と回答した方のみ回答してください。

問3-9で②又は④と回答した方→問3-11へ

問3-10 貴社は、経営トップが、労務費上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針又はその要旨などを、形に残る方法で社内外に示しましたか。（**労務費転嫁指針：発注者としての行動①**）（一つ選択）

- ① 経営トップが取組方針又はその要旨などを社内及び社外（全ての受注者）に示した
- ② 経営トップが取組方針又はその要旨などを社内及び社外（一部の受注者）に示した
- ③ 経営トップが取組方針又はその要旨などを社内には示したが社外には示さなかった
- ④ 経営トップが取組方針又はその要旨などを社内及び社外に示さなかった

問3-11 貴社は、受注者から労務費の上昇分について取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けましたか。（**労務費転嫁指針：発注者としての行動②**）（一つ選択）

- ① 全ての受注者と定期的な協議の場を設けた
- ② 一部の受注者と定期的な協議の場を設けた
- ③ 定期的な協議の場を設けなかった

問3-12 貴社は、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求めた場合に、具体的にどのような資料を求めましたか。(労務費転嫁指針：発注者としての行動③)(複数回答可)

- ① 最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等の公表資料を用いたものを求めた
- ② 受注者の過度な負担とならないよう配慮した上で、公表資料以外の資料(受注者の内部資料等)を用いたものを求めた
- ③ 受注者の過度な負担とならないよう配慮することなく、公表資料以外の資料(受注者の内部資料等)を用いたものを求めた
- ④ 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求めなかった

問3-13 貴社は、受注者が公表資料を用いて希望する価格を提示したものの、満額受け入れない場合に、その根拠や合理的な理由を説明しましたか。(労務費転嫁指針：発注者としての行動③)(一つ選択)

- ① 満額受け入れない場合は、全て(必ず)その根拠や合理的な理由を説明した
- ② 満額受け入れない場合に、一部についてはその根拠や合理的な理由を説明した
- ③ 満額受け入れない旨のみ説明し、その根拠や合理的な理由を説明しなかった
- ④ 全ての受注者からの要望を満額受け入れた
- ⑤ 受注者から公表資料を用いて希望する価格を提示されなかった

問3-14 貴社は、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させましたか。(労務費転嫁指針：発注者としての行動④)(一つ選択)

- ① 直接の取引先である受注者の立場を常に意識して、要請額の妥当性の判断に反映させた
- ② 特段反映させなかった

問3-15 貴社は、受注者から労務費上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合に、協議を行いましたか。(労務費転嫁指針：発注者としての行動⑤)(一つ選択)

- ① 受注者から労務費上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合に、全て(必ず)協議を行った
- ② 受注者から労務費上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合に、一部については協議を行った
- ③ 受注者から労務費上昇を理由に取引価格の引上げを求められても、協議を行わなかった
- ④ 受注者から労務費上昇を理由に取引価格の引上げを求められなかった

問3-16 貴社は、労務費の転嫁に係る受注者との協議において、要請額の算定方法の例をアドバイスするなど、労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案しましたか。(労務費転嫁指針：発注者としての行動⑥)(複数回答可)

- ① 受注者との協議において、受注者から申出があった場合は、貴社から考え方を提案した
- ② 受注者との協議において、受注者から申出がなくても必要に応じ貴社から考え方を提案した
- ③ 受注者との協議において、受注者からの説明等が十分なものであったため、貴社からは特段の提案をしなかった
- ④ 受注者との協議において、受注者からの説明等が不十分なものであったが、貴社からは特段の提案をしなかった
- ⑤ 受注者と協議する機会を持たなかった(そのため、貴社が提案する機会はなかった)

問3-17 貴社は、受注者と定期的にコミュニケーションをとりましたか。(労務費転嫁指針：発注者・受注者共通の行動①)(一つ選択)

- ① 全ての受注者と定期的にコミュニケーションをとった
- ② 一部の受注者と定期的にコミュニケーションをとった
- ③ 特段の定期的なコミュニケーションはとらなかった

問3-18 貴社は、価格交渉の記録を作成し、受注者と双方で保管しましたか。(労務費転嫁指針：発注者・受注者共通の行動②)(一つ選択)

- ① 価格交渉の記録を作成し(受注者が記録の案を作成した場合を含む)、全ての受注者と双方で保管した
- ② 価格交渉の記録を作成し(受注者が記録の案を作成した場合を含む)、一部の受注者と双方で保管した
- ③ 貴社の手控えとして交渉記録は残したが、受注者とは共有しなかった
- ④ 記録の作成・保管は特段しなかった

問3-19 問3-9から問3-18についての貴社の具体的な取組(経営トップが貴社の方針をどのような手段や方法で社内外に示したか、受注者と定期的な協議の場を設けるに至った経緯やその方法など)について、情報提供していただけるようでしたら、回答用紙に記入してください。

【インボイス制度に関する質問】

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときに適格請求書（インボイス）を交付しなければならず（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる制度のことです。詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ（下記 URL）を御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

公正取引委員会等関係省庁の連名で、令和 4 年 1 月 19 日、インボイス制度（令和 5 年 10 月開始）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応を御検討いただく際に御活用いただくことを目的とした「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」を取りまとめ公表しています。この中で、公正取引委員会はインボイス制度の導入に際して生じる可能性のある独占禁止法及び下請法で問題となる行為について考え方を明らかにしています。

詳しくは、「https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html」を御覧ください。

問 3-20 インボイス制度に関連して、受注者との取引について該当するものはありますか。（該当するもの全てを選択）

- ① **免税事業者**である受注者に対し、課税事業者に転換するよう要請し、課税事業者への転換の求めに応じなければ、取引価格を引き下げる、取引価格の引下げにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告した
- ② 受注者が、インボイス制度の導入前後を通じて**免税事業者**である場合、インボイス制度導入前の取引価格から、仕入税額控除が認められない金額（※ 1）を上回る金額を引き下げた
- ③ 受注者が、インボイス制度の導入後に**課税事業者に転換**した場合、制度導入前も消費税相当分を支払っておらず、課税事業者に転換したことに伴って追加的に生じる納税額（※ 2）について、その全部をカバーできるように取引価格を引き上げなかった
- ④ インボイス制度の導入後に**課税事業者に転換**した受注者との間で、課税事業者に転換したことに伴って追加的に生じる納税額を踏まえた取引価格の交渉の場を設けず（受注者からの交渉の申出を拒否した場合や、交渉を申し出た場合には取引を打ち切ることを示唆することで交渉の申出を妨げるなどした場合を含む）、取引価格を一方的に設定した
- ⑤ ①～④のいずれにも該当するものはない

※ 1 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後 3 年間（令和 8 年 9 月まで）は、仕入税額相当額の 8 割、その後の 3 年間（令和 11 年 9 月まで）は同 5 割の控除ができることとされています。

※ 2 令和 5 年度税制改正により、免税事業者がインボイス発行事業者になった場合は、納税額を売上税額の 2 割とできる 3 年間（令和 8 年 9 月まで）の経過措置が講じられています。

質問は以上です。多くの質問に御回答いただき、誠にありがとうございました。

これまでの回答で補足する事項がございましたら、回答用紙の自由記載欄に記入してください。記入欄が足りない場合は、恐れ入りますが用紙を補って記入してください。

また、回答内容について、後日、公正取引委員会の担当者が問い合わせ等をさせていただく場合がありますので、回答用紙の写し又は回答用ファイルを保存しておいてください。

業種一覧（日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）

大分類	中分類	大分類	中分類
農業、林業	01. 農業	卸売業、小売業	50. 各種商品卸売業
	02. 林業		51. 繊維・衣服等卸売業
漁業	03. 漁業（水産養殖業を除く）		52. 飲食料品卸売業
	04. 水産養殖業		53. 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
鉱業、採石業、砂利採取業	05. 鉱業、採石業、砂利採取業		54. 機械器具卸売業
建設業	06. 総合工事業		55. その他の卸売業
	07. 職別工事業（設備工事業を除く）		56. 各種商品小売業
	08. 設備工事業		57. 繊維・衣服・身の回り品小売業
製造業	09. 食料品製造業		58. 飲食料品小売業
	10. 飲料・たばこ・飼料製造業	金融業、保険業	59. 機械器具小売業
	11. 繊維工業		60. その他の小売業
	12. 木材・木製品製造業（家具を除く）		61. 無店舗小売業
	13. 家具・装備品製造業		62. 銀行業
	14. パルプ・紙・紙加工品製造業		63. 協同組織金融業
	15. 印刷・同関連業		64. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	16. 化学工業		65. 金融商品取引業、商品先物取引業
	17. 石油製品・石炭製品製造業	不動産業、物品賃貸業	66. 補助的金融業等
	18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）		67. 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	19. ゴム製品製造業		68. 不動産取引業
	20. なめし革・同製品・毛皮製造業	学術研究、専門・技術サービス業	69. 不動産賃貸業・管理業
	21. 窯業・土石製品製造業		70. 物品賃貸業
	22. 鉄鋼業		71. 学術・開発研究機関
	23. 非鉄金属製造業		72. 専門サービス業（他に分類されないもの）
	24. 金属製品製造業	宿泊業、飲食サービス業	73. 広告業
	25. はん用機械器具製造業		74. 技術サービス業（他に分類されないもの）
	26. 生産用機械器具製造業		75. 宿泊業
	27. 業務用機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業	76. 飲食店
	28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業		77. 持ち帰り・配達飲食サービス業
	29. 電気機械器具製造業		78. 洗濯・理容・美容・浴場業
電気・ガス・熱供給・水道業	30. 情報通信機械器具製造業	教育、学習支援業	79. その他の生活関連サービス業
	31. 輸送用機械器具製造業		80. 娯楽業
	32. その他の製造業	医療、福祉	81. 学校教育
	33. 電気業		82. その他の教育、学習支援業
情報通信業	34. ガス業		83. 医療業
	35. 熱供給業	複合サービス事業	84. 保健衛生
	36. 水道業		85. 社会保険・社会福祉・介護事業
	37. 通信業		86. 郵便局
	38. 放送業	サービス業（他に分類されないもの）	87. 協同組合（他に分類されないもの）
運輸業、郵便業	39. 情報サービス業		88. 廃棄物処理業
	40. インターネット附随サービス業		89. 自動車整備業
	41. 映像・音声・文字情報制作業		90. 機械等修理業（別掲を除く）
	42. 鉄道業		91. 職業紹介・労働者派遣業
	43. 道路旅客運送業		92. その他の事業サービス業（注：ビルメンテナンス業、警備業等）
	44. 道路貨物運送業		93. 政治・経済・文化団体
	45. 水運業		94. 宗教
	46. 航空運輸業		95. その他のサービス業（注：集会場、と畜場等）
	47. 倉庫業		96. 外国公務
	48. 運輸に附帯するサービス業	公務	97. 国家公務
	49. 郵便業（信書便事業を含む）		98. 地方公務
		分類不能の産業	99. 分類不能の産業